

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和５年１１月２２日（水） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時００分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２７名
出席委員数	法第８条による委員数 １３名 法第１８条による委員数 ２５名
欠席委員	都築 英治委員、加藤 日登志推進委員、杉山 義和推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、池田主事、青山
議事録署名者	６ 神谷 力 委員 ７ 山村 京子 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ６ 神谷 力 委員 ７ 山村 京子 委員

また、欠席者は ９ 都築 英治 委員 ３ 加藤 日登志 推進委員

２３ 杉山 義和 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第４８号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第４８号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号４０番から５１番の１２件です。申請内容は、１２件とも農地の所有権を移転するためのものです。譲受人の理由は、農耕に精進するためが６件、農業経営基盤の拡大を図るためが６件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが１０件、遠方により耕作が困難なためが２件です。耕作従事要件や周辺農地との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しております、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第４９号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第３ 第５０号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第２第４９号議案 農地法第４条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１３番の１件で、転用用途は農家住宅敷地の拡張です。

続きまして日程第3第50号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号112番から117番の6件です。転用行為別に見ますと、駐車場・資材置場が1件、一般個人住宅が4件、その他の業務用地として都市ガス整圧器設置用地が1件です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多いため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、11月13日に、神谷力委員と杉浦和彦委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第51号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第4第51号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。それでは、令和5年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表をご覧ください。今回、新規設定を行う面積は畑1,853㎡となっております。

申請について農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、12月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第11号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第11号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号37番から38番の2件です。転用行為別にみますと共同住宅の建築が2件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号75番から83番の9件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が3件、分譲宅地用地が3件、駐車場の設置が1件、住宅の売買が2件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号167番から181番の15件です。解約事由別にみますと、売却するため10件、自作するため2件、耕作者が廃業したため2件、収用のため1件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号10番の1件です。申請地は平成15年に隣地に車庫及び物置が建設され、一体的に宅地として利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和5年度（第38回）安城市農業賞について

上記の連絡報告事項について農務課農政係天野課長補佐から次のとおり説明があった。

安城市農業賞は昭和61年度にスタートし、地域農業の発展に努力されている方、農業経営が他の模範となる方、農業後継者で今後活躍が期待される方など

を表彰し、本市農業の一層の振興に資するものでございます。今年度も「地域づくり活動部門」、「営農部門」、「農業青年奨励部門」の３部門を選考させていただきました。

選考につきましては、安城土地改良区、あいち中央農業協同組合より推薦されました方を去る１０月２６日開催の安城市農業振興協議会幹事会で事前審査し、１１月８日開催の安城市農業振興協議会で決定をいただきました。

その結果、「地域づくり活動部門」につきましては、箕輪町環境保全会様に、「営農部門」につきましては、杉山義和様に、「農業青年奨励部門」につきましては、杉浦勝久様にそれぞれ決定されました。

１枚めくっていただきますと、各受賞者の方の業績を記載させていただきましたので、ご説明いたします。

まず、「地域づくり活動部門」の箕輪町環境保全会様でございます。

平成１９年４月１日に設立され、箕輪町地域において、農地や水路の維持管理、農業施設の長寿命化を目指して活動しています。

地域資源保全活動には、非農業者への参加を積極的に呼びかけ、多くの一般家庭や企業と協力し、排水路の泥上げなどの清掃活動に取り組み、農地保全の理解を深めるとともに地域の連帯感を高めました。

また、令和５年１１月に愛知県農地水多面的機能推進協議会が主催する「農地・水・環境の集い」の農地・施設保全活動部門において、非農業者との積極的な活動が評価され、最優秀賞である愛知県知事賞を受賞するなど、地域の農地保全のために地域住民の方々と共に活動を行い、地域の発展にも大きく貢献しています。

つづいて、「営農部門」の杉山義和様でございます。

杉山様は、平成元年に就農し、主に洋ランのシンビジウムを栽培され、令和２年からはガーデンマムやユーカリなどの草花の栽培にも取り組み、周年での栽培と出荷を行っています。

組織活動においては、平成４年に安城４Ｈクラブ連絡協議会会長、平成５年に同協議会監事を務められ、平成１３年にＪＡあいち中央青年部部長、平成１４年に安城農業士会副会長、平成２３年及び令和３年には安城市温室園芸組合組合長など要職を歴任されました。令和５年からは愛知県花き連合会洋ラン部会の部会長を務め、安城市のみならず、あいち中央農業協同組合管内の農業や、愛知県内の花き生産の活性化にも大きく貢献しています。

つづいて、「農業青年奨励部門」の杉浦勝久様でございます。

杉浦様は、平成１６年に親元就農され、農業後継者として米・麦・大豆やチンゲン菜の生産に取り組まれています。

組織活動としては、平成２３年には４Ｈクラブの会長を務め、平成２１年には

J Aあいち中央青年部南部支部支部長、平成31年にはJ Aあいち中央青年部部長とJ Aあいち中央青年部安城地区部長という大役を兼務されました。青年部を卒業された後も、青年部活動で培われたリーダーシップを発揮され、若手農家の中心的な存在としてご活躍されています。

また、令和5年には認定農業者となり、更なる生産技術の向上を目指しながら良質な農産物の生産に日々取り組まれています。

今後も東端町の農地の維持・保全に取り組み、地域農業の若きリーダーとして農業の発展に活躍が期待されます。

以上の方が、令和5年度安城市農業賞を受賞することに決定されました。受賞式につきましては、12月21日木曜日に執り行う予定でございます。

以上で連絡報告事項「令和5年度（第38回）安城市農業賞等について」の説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 後期粘土採掘場現地調査の結果について

上記の連絡報告事項について曾我主査から次のとおり説明があった。

定例会資料の4～5ページ資料2をご覧ください。

調査は令和5年11月9日、午後1時30分から実施いたしました。1番の現場のみ11月14日9時から10時で行いましたので、お手数ですが追記をお願いします。

今回は事務局、推進委員、愛知県職員以外に西三粘土推進の会から2名参加し、危険防止対策等の有無、道水路の保全状況等の有無などを、現場に各施工業者がいた場合は聞き取りを行いながら調査いたしました。

その結果ですが、11件の現場が施工中でしたが、文書で指導が必要な現場はありませんでした。

なお、前回の定例会にて話題となった農地への復旧についてですが、安城市の要綱に基づき、中床づくり、復旧完了時に農業委員または農地利用最適化推進委員をはじめとした識者の立ち合いを要することとしております。

加えて、本調査の最後に行った意見交換会にて、西三粘土の会に対し、前述の立ち合いを徹底するよう改めて働きかけを行いました。委員の皆様におかれましては、立ち合い依頼があった際にはご協力をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

3 令和6年農業委員会開催日程について

別添、A4、カラー刷りの資料をご覧ください。来年の農業委員会の開催予定日が決まりましたので、概要についてご説明いたします。まず、開催日につきましては、慣例により、原則として毎月22日としていますが、その日が土曜日又は休日に当たるときは、次の最初の平日に設定しております。

次に、会場ですが、基本的には第10会議室にて開催を予定しておりますが、別の会議室を使用する場合は、事前にご連絡させていただきますので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

4 令和5年度農業委員会レディスあいち通常総会

農業委員会レディスあいちは、愛知県内の女性農業委員、推進委員の相互の研さんと、活動に関する情報交換等を目的とする組織でございますが、12月5日に通常総会が開催されますので、太田良子職務代理者を始め、女性農業委員4名と事務局が出席をします。

5 令和5年度第2回西三河地域協議会

これは、愛知県農業会議の主催で、各地域の農業委員会会長と事務局が定期的に集まり、その時々課題について話し合う会議でございますが、12月7日に開催されますので、林会長及び事務局が出席をします。

6 本日の提出物

まず、11月中に不耕作地の指導と、違反転用農地の確認をしていただいた方は、その報告書を事務局にご提出くださいますようお願いいたします。なお、8月から実施してまいりました農地パトロールにつきましては、毎月の報酬とは別に、現地調査活動に対する謝礼をお支払いする仕組みとなっております。よって本日及び8月に皆様からご提出いただいた報告書を基に、あくまで予算の範囲内で調整をした額ということにはなりますが、これを算定いたしまして、年明けを目途にお支払いをさせていただく予定でございます。

7 配付物

先月、デンパークの年間パスポートのお申込みをいただいた方には、現金と引き換えにてお渡ししております。

このほか、令和6年の農業委員手帳又は農地利用最適化推進委員手帳、及びのうねん11月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

8 次回予定

12月22日（木）午後1時30分より安城市役所本庁舎2階第4会議室にて運営委員会、午後2時30分より本庁舎3階第10会議室にて定例会、午後3時30分より研修会を予定しております。

なお、来月の研修会は、テーマは未定ですが事務局が説明者として実施したいと考えています。

また、農業委員会としての行政視察を2月2日（金）に予定しております。視察先につきましては、運営委員会にて検討していただきまして、県内の農業委員会に訪問したいと考えております。具体的には、春日井市農業委員会、愛知県農業総合試験場に訪問したいと考えております。まだ詳細なスケジュールは決まっておりませんが、予定としましては午前・午後の1日をかけての視察となりますのでご予約いただきますようお願いいたします。詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時、議長は閉会を宣する。